

25島広第1120号

平成26年1月10日

指定居宅介護支援事業所管理者 様  
管内地域包括支援センター所長 様

島原地域広域市町村圏組合  
介護保険課長 堀 浩明  
(公印省略)

要介護（要支援）認定申請中での介護サービス利用（暫定利用）に  
関する取り扱いについて（通知）

日頃から、本組合の介護保険行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件につきましては過去に本保険者で取扱いを定めておりましたが、この度、改めて整理しましたのでお知らせいたします。

なお、本取扱いについては本保険者の被保険者のみを対象とします。他市町村の被保険者については各保険者の判断になりますので、それぞれの保険者等へご確認ください。

また、本取扱いでは判断できない特殊な事例が発生した場合はご相談くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 暫定利用の取り扱いについて

別紙「認定結果が出る前のサービス利用（暫定利用）の取扱いについて」を参考に運用してください。

取扱いについては本組合ホームページにも掲載しております。

島原地域広域市町村圏組合  
介護保険課 給付係  
TEL 0957-61-9101

《暫定利用を行なうための条件》

次の条件を全て満たした場合に暫定利用ができます。

- ・ 居宅介護支援事業所（以下「居宅事業所」という。）及び地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）は認定結果が出る前にサービス利用をしなければならないか必要性を確認する。
- ・ 利用者に暫定利用を行なう場合の必要事項を説明し承諾を得る。（例、利用料など）
- ・ 暫定ケアプランを作成する。
- ・ 暫定利用開始前に居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届（以下「居宅届」という。）を保険者（給付係）に提出する。（提出が無ければ償還払いとなる）

《暫定ケアプランについての注意事項》

上記の条件を満たし、暫定ケアプランを作成するにあたり、被保険者の状態から認定結果が要介護、要支援のどちらで出るか分からない場合は居宅事業所、包括センターの両事業所が連携し、仮に認定結果が見込みと異なった場合でも暫定利用開始日に遡り支援事業所の切り替えが円滑にできるようにしておくことが望ましいと考えます。（両事業所の連携がとれていない場合は、遡って支援事業所を切り替えることはできませんのでご注意ください。）連携がとれていない場合はセルフプランとしての支援をお願いします。また、暫定ケアプランを作成する際には見込みよりも低い場合を想定し、支給限度基準額を超えないような配慮も必要です。

《1》 居宅事業所が暫定ケアプランを作る場合（包括センターと連携なし）

暫定ケアプラン作成	見込み	結果	結果後の手順
居宅事業所	要介護	要介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定ケアプランを本プランとして確定させる。</li> <li>・ 給付管理票を作成し、国保連へ提出する。</li> <li>・ <b>居宅支援費</b>を国保連へ請求する。</li> </ul>
		要支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者へセルフプランに必要な書類を提出する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅届（自己作成）</li> <li>②暫定ケアプラン、認定結果に対応したサービス提供票及び別表（実績）</li> </ul> </li> <li>・ 被保険者に交付したサービス利用票を上記②に伴ったものに修正し、差し替える。</li> <li>・ サービス提供事業所に交付したサービス提供票を上記②に伴ったものに修正し、差し替える。</li> <li>・ 請求区分を「自己作成」にて請求するようサービス提供事業者へ伝える。</li> <li>・ 給付管理票は保険者が作成する。</li> <li>・ <b>居宅支援費</b>の請求はできない。</li> <li>・ 被保険者へは今後の計画作成事業所が変わる等の説明を行い、<b>包括センター</b>へ引き継ぐ。（<b>包括センター</b>は「自己作成」期間終了日の翌日の変更日で居宅届を保険者へ提出する。）</li> </ul>

## ＜2＞ 包括センターが暫定プランを作成する場合（居宅事業所と連携なし）

包括センターが暫定プランを作成する場合も前記＜1＞の表と同様の考えで行います。ただし下線表記してある部分は次のように読み替えます。

「居宅事業所」⇒「包括センター」、 「要介護」⇒「要支援」、 「要支援」⇒「要介護」、  
「居宅支援費」⇒「予防支援費」、 「包括センター」⇒「居宅事業所」

前記＜1＞と＜2＞の場合で認定結果が見込みと異なった（要介護を見込み要支援だった、またはその逆）際は、暫定ケアプランを作成した支援事業所がそのプランを活用し、セルフプラン扱いとしての支援とすることで保険給付は可能となります。セルフプラン扱いで対応しない場合は暫定で利用したサービス利用料は全額利用者の自己負担となります。

## ＜3＞ 居宅事業所と居宅事業所が連携（※）し暫定ケアプラン作成に携わる場合

暫定ケアプラン作成	見込み	結果	結果後の手順
居宅事業所の場合	要介護	要介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暫定ケアプランを本プランとして確定させる。</li><li>・ 給付管理票を作成し、国保連へ提出する。</li><li>・ 居宅支援費を国保連へ請求する。</li></ul>
		要支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援事業所及び暫定ケアプランを認定結果に伴い切り替える。（包括センターへ引継ぐ）</li><li>・ 包括センターは保険者へ予防の居宅届（変更日は暫定ケアプランの届出日に遡る）を提出する。</li><li>・ 被保険者に交付していたサービス利用票を認定結果に伴ったものに修正し差し替える。</li><li>・ サービス提供事業所に交付したサービス提供票を認定結果に伴ったものに修正し差し替える。</li><li>・ 請求区分を「予防支援事業所作成」にて請求するようサービス提供事業所へ伝える。</li><li>・ 給付管理票は包括センターが作成し、国保連へ提出する。</li><li>・ 包括センターは予防支援費の請求を国保連へ請求する。</li></ul>

### ※ 連携とは

包括センターが居宅事業所に委託の承認をしている場合、または被保険者の同意を得たうえで、居宅事業所、包括センター両事業所が被保険者の情報を共有しており、利用者からの問合せに対しどちらの事業所でも対応ができ、各々が「暫定ケアプラン」を作成しているか、若しくは作成された暫定ケアプランの内容を把握できていること。（具体的には担当者会議やアセスメント聴取に両事業所が参加し情報共有が行えている場合等です。）

また、連携する場合はその旨の連絡を本保険者へしていただく必要はありません。各々の事業所で書類等による適切な整理をお願いいたします。